

公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会会員規程

(目的)

第1条 この規程は定款第5条第2項の規定に基づき、この法人の会員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(不動産鑑定業者の代表者)

第2条 定款第5条第1項第1号、第2号及びこの規程に規定する不動産鑑定業者の代表者とは、個人の不動産鑑定業者にあつてはその代表者個人、法人の不動産鑑定業者にあつては代表取締役等業者を代表する者をいう。ただし、個人の不動産鑑定業者又は法人の不動産鑑定業者の代表者が愛知県内に勤務地を有さない場合は、愛知県内の事務所に勤務する者で、代表者が指名した者を代表者とする。

(入会基準及び手続)

第3条 この法人の正会員、準会員、賛助会員になろうとする者は、理事会の議を経て別に定める入会申込書を提出しなければならない。

2 前項の入会申込書には理事会の議を経て別に定める誓約書及び不動産鑑定業者にあつては不動産鑑定業者の登録証明書及び法人の不動産鑑定業者にあつては登記事項証明書、不動産鑑定士等にあつては不動産鑑定士等の登録証明書、賛助会員にあつては不動産鑑定士試験合格証明書の控えを添付しなければならない。また、不動産鑑定業者にあつては、事務所の写真（外観及び内観）を添付しなければならない。

3 第1項の入会申し込みに対しては、定款第5条第1項及び次の基準により理事会において入会の可否を決定し、これを申し込み者に通知する。

(1) 正会員及び準会員の入会基準

①不動産の鑑定評価に関する法律により、不動産鑑定士等にあつては鑑定評価業務を行うことを禁止された場合において、不動産鑑定業者にあつては業務の全部の停止を受けた場合において、その期間が経過していること。

②不動産鑑定業者にあつては、1名以上の不動産鑑定士等をこの法人の会員として入会させること。なお、会員である不動産鑑定士等が全員会員資格を喪失したときは、他の不動産鑑定士等がこの法人に会員として入会しなければ会員として留まることはできない。

③公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会又は他の都道府県不動産鑑定士協会の除名処分を受けた場合において、その受けた日から5年を経過していること。

④公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の欠格事由に類似する行為等のないこと。

(2) 賛助会員の入会基準

- ①愛知県内に勤務地又は住所を有すること。
 - ②公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の欠格事由に類似する行為等のないこと。
- 4 名誉会員については、会員の推薦により本人の意向を確認した上で理事会において承認し、本人に通知する。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

- 第4条 この法人は、前条による入会の承認をしたときは、遅滞なく、この法人の管理する会員名簿に会員の種別ごとに登録しなければならない。
- 2 会員は、前条の入会申込書に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく、所定の変更届出書に必要な書類を添えて提出しなければならない。変更届出書に記載した事項に変更があった場合も同様とする。
 - 3 前項の規定に関わらず、会員が新たに不動産鑑定業者である会員になろうとするときは、前条に定める入会手続をとらなければならない。
 - 4 第1項の会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び範囲について本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(権利及び義務)

- 第5条 会員は、次の各号を含む法令、定款及び諸規程の定める権利を行使することができる。
- (1) 委員会への参加権
 - (2) 施設及びサービス利用権
 - (3) 別に定める資料の閲覧資格を満たした場合における閲覧利用権
- 2 不動産鑑定士等である正会員及び正会員である不動産鑑定業者の代表者は、会長候補者選挙を実施する場合において、被選挙権を有する。
 - 3 会員は、定款、諸規程及び総会の議決等を遵守し、この法人の秩序及び信用を重んじ、その他職務の内外を問わずその品位を傷つける行為をしてはならない。

(準会員、賛助会員及び名誉会員の資格喪失事由)

- 第6条 準会員、賛助会員及び名誉会員は定款第8条の場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 準会員
 - ①死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
 - ②定款第9条の規定により、除名されたとき。
 - ③不動産の鑑定評価に関する法律の規定による登録の消除を受けたとき。
 - ④愛知県内に勤務地を有さなくなったとき。

(2) 賛助会員

- ①定款第7条の会費等を2年以上支払わなかったとき
- ②死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- ③定款第9条の規定に準じ、理事会において総理事の3分の2以上の決議をもって除名されたとき。
- ④不動産の鑑定評価に関する法律の規定による合格の取消しを受けたとき。
- ⑤愛知県内に勤務地及び住所を有さなくなったとき。

(3) 名誉会員

- ①死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- ②定款第9条の規定に準じ、理事会において総理事の3分の2以上の決議をもって除名されたとき。

(資格喪失手続)

第7条 この法人は、会員が退会その他の事由により会員資格を喪失したときは、会員名簿の登録を消除する。

- 2 会員が資格を喪失した場合、既納の入会金は返還しない。また、既納の会費の返還は、別に定める会費規程による。なお、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできない。

(再入会)

第8条 定款第8条、第9条及び第10条並びにこの規程第6条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第3条に定める入会申込書の提出をしなければならない。

- 2 前項の再入会申込に対しては、第3条に定める基準により、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。ただし、退会の際未納の入会金及び会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会を認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後5年間は、再入会を認めない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は理事会の決議をもって行う。

附則

- 1 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。
- 2 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 3 この規程は、平成25年12月11日から施行する。
- 4 この規程は、平成26年11月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成30年1月4日から施行する。